

論理エンジン販売に関する規約

第1条（定義）

本規約について使用する用語の定義は、以下の通りとする。

「本教材」	出口汪と水王舎が開発した「論理エンジン」とその周辺教材、および今後開発する「論理エンジン」関連すべての教材
「弊社」	株式会社水王舎
「ユーザー」	弊社から「論理エンジン」を購入するすべての学校、学習塾
「使用者」	ユーザーが指導する本教材の学習者
「代理店」	本教材をユーザーに対し販売する代理店

第2条（本規約の承諾）

本教材を購入手続に従って申込を行った時点において、ユーザーは、本規約のすべての条項および内容を承諾したものとみなす。

第3条（購入方法）

ユーザーが本教材を購入する際は、裏面に本規約を記載し、かつ表面に本規約について了承した旨を証するチェック欄に、必ず同意のチェックを付した上で注文書を使用するものとする。

第4条（本教材の活用）

ユーザーは、本教材の有効活用を目的とした、弊社による以下の支援活動を受けることができる。

- ①ユーザーからの質問を随時受け入れ、迅速な回答を行う。
- ②ユーザーからの依頼を受け、弊社が必要と判断した場合は、ユーザーと使用者に対し講習・講演、また使用者への講演を有料で行う。費用については、双方で別途協議する。
- ③ユーザーは弊社から、本教材の効果的な指導例の提供や有効な活用法といったフォローアップを受けることができる。

第5条（登録情報の利用）

ユーザーが本教材の購入、その他お問い合わせ等を申し込まれた場合、弊社は、本教材の配送・代金決済・問い合わせへの対応、弊社からユーザーへのお問い合わせ、関連するアフターサービス、郵送・電子メール等による商品・イベント情報ご提供など、弊社の業務運営の改善をはかるために、ユーザーの個人データを利用する場合がある。

また、ユーザーが本教材配送の相手先としてユーザーとは別の方(配送先等を含む)を指定された場合、弊社が取得する相手先の氏名、住所、電話番号(携帯電話・FAXを含む)、電子メールアドレス、その他連絡先に関する情報については、商品の配送等、その他取引遂行に必要な範囲でのみ利用する。

弊社では、収集した個人情報は、法令による場合等正当な理由がある場合を除き、あらかじめ本人の許諾無く、第三者へ提供しない。なお、商品の配送等、ユーザーとの取引遂行に当たり必要な外部委託を行う場合は第三者提供にはあたらないものとする。

第6条（知的財産権）

弊社が販売する教材の著作権およびその他知的財産権はすべて弊社に帰属し、ユーザーは弊社の事前の許可無くして、いかなる形態においても教材の全部または一部において複製・改変または第三者に対する提供・開示・使用の許諾・その他一切の処分を行うことはできないものとする。

第7条（遵守事項）

ユーザーは、以下の事項を遵守するものとする。

- ①本教材は、使用者一人につき必ず一部を購入し学習するものとする。
- ②本教材の複製（コピー）は禁止とする。ただし、複製について弊社の事前許可があった場合は、この限りではない。
- ③本教材は、本教材に含まれるノウハウを指導者が正しく指導することにより適切な学習効果が得られる教材である。従って、ユーザーは、使用者に対し正しく指導することを前提として購入しなければならず、弊社はユーザーがかかる意図であるが故に本教材を販売するものであることを相互に確認する。従って、ユーザーは教材販売のみを目的として本教材購入をおこなってはならない。
また、ユーザーは、本教材の趣旨と著しく異なる手順・方法で指導をおこなってはならない。
- ④ユーザーは、本教材を使用者以外の第三者へ譲渡（有償・無償）または転貸、オークション等への出品その他一切の処分行為や使用許諾行為等をしてはならない。また、使用者に対しては、第三者へ譲渡（有償・無償）または転貸を禁止する旨を予め通告しなければならない。

第8条（使用の中止・賠償責任）

以下の場合は、ユーザーへの本教材の販売および使用を中止することができるとともに、ユーザーは、それに伴い発生した損害について賠償する責任を負う。

- ①ユーザーまたは使用者が本規定のいずれかに違反したとき、違反に該当する弊社の定める教材代金全額相当を違約金として弊社に支払わなければならない。
- ②ユーザーまたは使用者が本規定のいずれかに違反し、弊社の名誉・信用を失墜させた場合、それがなければ通常販売できたはずの数量の教材代金額に加え、弊社が相当と認める金額を違約金として弊社に支払わなければならない。

第9条（規約の変更）

弊社は、本規約を必要に応じて変更できるものとし、弊社のPCウェブサイト「論理.jp」への掲載によって公示することにより、変更の効力が適用されるものとする。

第10条（管轄）

本規定に関し、ユーザー、弊社のいずれかの間で疑義が生じた場合は、都度、誠意を持って協議し解決を図るものとする。それによっても解決しない場合、弊社の本店所在地を管轄する地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

付則

本規約は2011年11月1日より実施するものとする。